

- 議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)
- 町 長 日程第2「議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例」について、町長の提案説明を求めます。
- 議 長 議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。
- 令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日以降は、新法による全国共通の規定が直接適用されることから、現行の松田町個人情報保護条例を廃止し、新法の施行に際して必要となる法で委任された事項等を規定するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 総務課長 それではですね、議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明させていただきます。恐れ入ります。それでは議案を1枚おめくりくださいませ。この松田町個人情報保護に関する法律施行条例は、新規条例となりますので、各条ごとに要点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 第1条でございます。第1条は趣旨について定めたものでございます。令和5年4月1日より適用されます改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。
- 続きまして第2条でございます。第2条につきましては、使用する用語について定めているものでございます。第1項では実施機関を、第2項では本条例で使用する用語を定めたものでございます。
- 第3条。第3条は登録簿についての規定でございます。第3条の登録簿は、個人情報事務登録簿について定めたものでございます。第1項では、第1号、個人情報取扱事務の名称から第7号、その他必要な事項まで、登録簿に記載する事項を定めております。第2項では、前項において規定されている行政文書のうち除外するものを定めております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。第3項から第5項につきまして、第3項は個人情報取扱事務を開始したときは個人情報事務登録簿の登録を、第4項は個人情報取扱事務を廃止したときは個人情報取扱事務に係る登録の抹消を、第5項は個人情報事務登録簿の閲覧について定めております。

第4条では、開示請求に係る手数料等について定めたものでございます。第1項は開示請求に係る手数料は無料とし、第2項では写しの作成及び送付に要する費用のみを徴収する旨を規定しております。

第5条では、開示請求書の記載事項について規定しております。

第6条では、開示決定等の期限について定めたものでございます。第1項では、開示決定等の期限を規定しております。第2項では、恐れ入ります。次ページのほうに続きます。前項の期限について、30日以内に限り延長できる旨の規定をしております。この場合、延長後の期間及び延長の理由を書面にて通知するものと規定しております。

第7条、開示決定等の期限の特例として、前条で規定されている期限以内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい障害が生じるおそれがある場合は、特例として分割して開示決定を行うことができる旨を規定しております。第1号ではこの規定を適用する旨及び理由を、第2号では残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限を書面により通知するものとしております。

第8条では、訂正請求書の記載事項について規定しております。

第9条では、訂正決定等の期限について定めたものでございます。第1項では訂正決定等の期限を規定しております。第2項では、前項の期限について、30日以内に限り延長できる旨を規定しております。この場合、延長後の期間及び延長の理由を書面にて通知するものと規定しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。第10条では、利用停止請求書の記載事項について規定しております。

第11条では、利用停止決定等の期限について定めたものでございます。第1項では、利用停止決定等の期限を規定しております。第2項では、前項の期限について30日以内に限り延長できる旨の規定をしています。その場合、延長後

の期間及びその理由を書面により通知するものと規定しております。

第12条では、松田町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めたものでございます。第1号から第3号に規定する事項に関して、個人情報の適正な取扱を確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には諮問することができる旨を規定しております。

第13条では、ほかの条例と同様に委任規定を設けております。

恐れ入ります。次ページのほうをお願いいたします。附則、施行期日でございます。第1項では、この条例は、根拠法である改正後の個人情報の保護に関する法律の適用日と同日の施行とさせていただくものでございます。また、第2号では、この条例の施行に伴い、現行の松田町個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3項では、経過措置として、この条例の施行以前に、第1号では実施機関の職員、第2号では委託事業者及び指定管理者が知り得た個人情報に係る秘密保持義務について、この条例の施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第4項では、この条例の施行前にされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する取扱について、施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第5項では、現在の個人情報保護審査会の委員の任期について、この条例の施行日前日までとする旨を規定しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。第6項では、この条例の施行以前に個人情報保護審査会の委員であった者が知り得た個人情報に係る秘密保持義務について、この条例の施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第7項及び第8項では、この条例の施行以前に、第1号では実施機関の職員、第2号では委託事業者及び指定管理者が保有していた行政文書及び知り得た個人情報について、この条例の施行後に正当な理由なく提供した場合に、引き続き罰則が適用される旨を規定しております。

また、第9項では、本町の区域外において罪を犯した者についても、前2項の規定が適用される旨を規定しております。

第10項では、旧条例の廃止前の違反行為に対する罰則の適用について、従前の例による旨を規定しております。

次ページをお願いいたします。第11項及び第12項については、この条例の施行に伴い、引用関係の修正が必要な条例についての一部改正に係る規定を設けております。

恐れ入りますが、次ページの参考資料1をお願いいたします。松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、附則第11条関係の新旧対照表を御覧ください。左が改正案でございます。左改正案を、現行の個人情報の取扱から左の改正案に改めるものでございます。

恐れ入りますが、もう1枚ページをおめくりください。松田町自治基本条例附則第12条関係でございます。こちらも同様にですね、左側改正案のほうを御覧ください。第21条の個人情報保護について、次のように新しく改め直すものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくり…議案本文7にお戻りください。ただいま第12項の第21条まで全て説明をさせていただきました。なお、すみません、参考資料、次のページの参考資料の1と参考資料の2は規則を定めております。参考資料の3は、3、4は全員協議会で御説明を申し上げました10月、11月全協で申しました全員協議会の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧頂ければと思います。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

11番 寺 嶋 新規条例ということで、1つはですね、法律施行条例、第1条のこの条例の法律の施行に関し必要な事項を定めるものということなんですけども、必要な事項っていうのは、1条からこの12条まである、この…12条だよね。まであるんですけども、このことを言ってるんでしょうか。その、この出てる条例のこ

とを言ってるのか。それが1点。

あと、それから国のほうの個人情報保護、提案理由の中で、個人情報の保護…個人情報の改定なんですけども、改定によってですね、今まで町の従来の法律、条例の中で、2点ほどあるんですけども、個人情報の保護が重要だということやね、個人情報の尊厳ですね、保つこと。それから基本的人権とかの擁護、こういうことが挙げられておりますけれども、今度の法改定でどのような位置づけに変わったのかということが1つですね。

それから、行政が持つ情報の中で、民間…行政の個人情報を民間に提供するというような場合は、匿名加工した情報であればね、何かこういうのが有効だみたいな、そういうこと、内容なんですけども、そうした場合、情報漏えいの懸念というのが相当出てくると思うんですけども、この辺について担保されているのでしょうか。以上お伺いします。

総務課長 まず1点、今回のこの条例の規定は、第1条から第12条までかという御質問だと思いますが、第1条から第13条までがこの法律の改正に伴って条例を規定をさせていただくような形でございます。

それから、2点目の質問でございます。法改正に伴って、要は今回この法律の趣旨がですね、今まで個人情報に関する規定とか運用というのが、国の行政機関であったり、独立行政法人であったり、民間事業者とか、あと地方公共団体で、それぞれ個人情報に関する規定とか運用が相違がいろいろありました。ただ、これはそういうような取扱はずいということ、国のほうで今回この個人情報の保護に関する法律というのを、新法を改正されて、これで全て日本全国、国の機関も民間事業者も、地方公共団体も同一のルールのもと、条例を作っていこうと、適用していこうという形での対応になっております。

それからもう一つ、最後の御質問の開示請求のお話でございますが、今回匿名加工の関係ですよね。匿名加工の関係につきましては、今回うちのほうの町の条例については、匿名加工情報の利用を行わないため、今回は規定をしておりません。基本的にまだこれは経過措置でございますので、経過措置期間中の導入は見送るような形で今回は条例のほうには規定をしておりません。以上で

ございます。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかに。

10番 齋 藤 ちょっとお聞きします。これらが入っているものに関してのセキュリティーはどのようなになっているんですか。

総 務 課 長 開示等はこれから請求があって、その開示が妥当なものであるのであれば、請求をさせて…法律の決まった中での提供という形になると思います。その提供方法については、従来どおり書面等でコピーをする方法とか、あと場合によってはCD-ROMみたいな形での提供という形になると思いますが、もちろんそこら辺の状況についても、万全の情報セキュリティー、その条例の中でとった形でのちゃんと加工をさせて…加工というか、開示ができる部分について対応するような形で、情報については万全という形でやらさせていただく予定でございます。以上です。

10番 齋 藤 それらが入っているものは、サーバーの中に入っているんですか。もともとの情報データというのは。

総 務 課 長 まだこれはですね、もちろんこの条例が通った後のお話で、今現在まだそういうような形でのデータ等はまだ作ってない状況です。今現在のある、各提供情報開示の提供するようなデータとしては、まだ作り上げてないような状況でございます。

10番 齋 藤 どっちみちコンピューターの中に入れ込んでいく、ある部分だと思うんですけども、先般も大阪でしたっけ、何か医療機関にハッキングされてというようなものも出たりしている状況下の中なので、セキュリティーはものすごくしていただきたいなという部分があるんですよ。それで、今、これからいろいろまた作っていかれるというんですけど、当町としても、この前ちょっとデジタル庁のほうに問合せかけましたら、ハッキングに対して対抗していくホワイトハッカーというのは御存じですか。ホワイトハッカーの育成を実は国はそっとやっているんですよ。要は、ブラックハッカーとって、ハッキングしてくるやつらに対抗してって、常に見張りをしているというような。そういったこ

れから生まれてくるデジタル社会においての中において、そういったハッキングとかのは、かなり多く出てくると思いますし、それを防御するというのは、とてつもない量らしいんですよ。結局、国のほうも足りてないと。各地域ごとに対応していかなきゃいけない部分だと思うんで、当町としてはできたらそういったホワイトハッカーたちを…たちというか、人たちをね、雇えるようなぐらいにしていかないと、ハッキングの防御はできない時代になってくるのかなと考えるんですけど、今後のまず政策の面なので、町長とかどのようにお考えになっているのかなと。そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

町 長 当然、個人情報を守るというのは大前提な話だと思うんです。あと、守り方の話で、それなりの対応はしていかなきゃいけないとは思っています。当然、町の規模だとか、自治体の規模によって、それなりにお金かけられるとか何とかってあるんでしょう。恐らく齋藤議員のおっしゃるような格好で、町だけで、例えばうちだけでやるというよりも、我々は県の組織の中でのシステム組合とかありますしね、ああいったところで全体でやっていかないと、先ほどもちょっと話しましたが、ある程度お金かけていくと、どこかを削っていかなきゃいけないということがありますからね。それ、優先順位もあると思うので、そういった話は全体で取り組んでいくべきことかなと思ってますので。御提案頂いたことは真摯に受け止めながら、とにかく町民の方々の個人情報を守るというのは同じ意味合いでしっかりとやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。